

空気拳銃取扱規程

(法第4条第1項第4号による所持許可にかかる空気拳銃)

この規程は空気拳銃について、その推薦基準要綱の義務規程の他に所持後の取り扱い規程を定めることにより、その形状から生ずるおそれのある不安や誤解を除き、健全なスポーツ射撃としての普及発展に資することを目的とするものである。

1. 空気拳銃の携行運搬について

(1) 空気拳銃の容器の指定

銃器は、おおいかぶせるか容器に入れて運搬しなければならないが、特に空気拳銃はその特殊性から一見して拳銃と判るような容器を使用しての運搬は禁止する。

(例) 適当と思われる容器・・・アタッシュケース、ショルダーバッグ等通常書類用の容器、またはカメラ容器、旅行カバン等

不適当と思われる容器・・・ガンベルト、ホルスター等拳銃携行用の容器又は、外見上拳銃容器を思わせる形状の容器

(2) その他携行運搬上の注意

空気拳銃は軽量で小形であるため、特に他人に運搬させるような不始末のないように注意して、みだりに他人にさわらせ又見せびらかす等の行為も慎むこと。

2. 私営射撃場での練習の禁止

不特定多数の人々が入り出る私営射撃場では、空気拳銃射撃の練習を禁止する。

3. 空気拳銃を携帯して酒類を提供する店舗への出入り禁止

正規の目的以外に銃器を携行運搬することはできないが、特に空気拳銃の場合は携帯してキャバレー、バー酒場等酒類を供する店への立ち寄り好ましくないので禁止する。

4. 空気拳銃の保管について

空気拳銃は自ら保管しなければならない。保管については特に安全に充分配慮し、必ず堅固な保管設備に施錠して行うこと。

ただし、14才以上18才未満である者が所持する空気拳銃については、政令で定める者に保管を委託しなければならない。

5. 罰則

この規程に違背した場合は、推薦委員会がこれを理事会に諮り、その者の推薦を取り消すことができる。

注) 本規程の内「私営射撃場での練習の禁止」の項については、地元私営射撃場しか持たない事情の地方加盟団体もあることに鑑み、その後当局と打ち合わせの結果、一般の営業時間外か、あるいは営業時間中であっても協会が全射座を借り切る場合は、私営射撃場での射撃練習を認めても差し支えないとの了解を得ましたので、上記の事情にある加盟団体においては所轄の警察署と事前に了解を受けられるよう希望します。